査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、令和８年１月９日（金曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。

４　認定手数料

4,300円の額に相当する収入印紙を認定申請書に貼って納付すること。

５　認定者の発表

法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、令和８年３月16日（月曜日）の午後４時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

告　示

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月13日

宮城労働局長　松瀬　貴裕

第４号中「１時間1,012円」を「１時間1,077円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月15日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第３号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月13日

島根労働局長　岩見　浩史

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

１　適用する地域　島根県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は整理の業務

ロ　手作業による運搬の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,163円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

大分労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県鉄鋼業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月13日

大分労働局長　秋山　雅紀

第４号中「１時間1,106円」を「１時間1,176円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

最低工賃の改正決定に関する公示

京都労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、京都府丹後地区絹織物業最低工賃（平成26年京都労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年11月13日

京都労働局長　角南　　巖

京都府丹後地区絹織物業最低工賃

１　適用する家内労働者　京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市及び与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000越につき、金額欄に掲げる金額

品目			織機の規格		品目の規格	金額
			織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後染	正絹無地ちりめん（平織）		小幅力織機	タペット	36センチメートル以上のもの	280円
後染	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）		小幅力織機	ドビー又はジャカード	36センチメートル以上のもの	380円
先染	正絹着尺		小幅力織機	ドビー又はジャカード	36センチメートル以上のもの	650円
先染	（無地物及び黒共帯を除く。）	帯（６丁（※）以下）	小幅力織機	ドビー又はジャカード		2,000円
先染	（無地物及び黒共帯を除く。）	帯（６丁超え９丁未満）	小幅力織機	ドビー又はジャカード		2,000円
先染	（無地物及び黒共帯を除く。）	帯（９丁以上）	小幅力織機	ドビー又はジャカード		2,000円

※　品目の帯欄に括弧書きされている丁数については、平均丁数を意味する。平均丁数とは、帯一本の織り上げにあたり、帯の紋柄、無地部分などを平均して杼（シャトル）が緯糸（よこいと）を何回打ち込んでいるかを表す。

平均丁数は、総紋紙枚数（総越数）を総地枚数（総地越数）で割ることにより算出される。なお、総紋紙枚数（総越数）、総地枚数（総地越数）は、それを指すものであればその名称の如何を問わない。

また、総紋紙枚数（総越数）をはじめとする平均丁数を計算し得る情報は、委託者が家内労働者に織りを委託するにあたって必要となる帯設計図面に記載すべきものであるが、これには電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録されているものも含む。

４　効力発生の日　令和８年６月１日